

為を行つた者の医療及び觀察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第七号

(意見を述べる義務)
第十三條 裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。
精神保健審判員は、前条第二項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

ときその他第八十一条第一項に規定する医療を行ふについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務)

第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十八条(第五十三条、第五十八条及び

(資料提供の求め)
第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 第四条第一項若しくは第二項、第五条、第六条第一項若しくは第二項前段、第四十二条第一項、第四十二条第二項、第五十二条第三項第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみでする。呼出状若しくは同行状を発し対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し同行状の執行を嘱託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を嘱託し、又は第二十四条第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とす
る。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。
(裁判官の権限)

第十二条 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所の第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(指定医療機関の指定)
第三節 指定医療機関

第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は都道府県若しくは都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

（指定の辞退）

第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならぬ。い。（指定の取消し）

第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反した

3 務に従事する。

社会復帰調整官は、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者として政令で定めるものでなければならぬ。

(管轄)

第二十一条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まつた住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第二十二条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行つため必要があると認めるときには、官公署 医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

だし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるとときは、家庭裁判所は、利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

第二十三条の三 前条の規定により定まる保護者がないときは、対象者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないときは、又は対象者の居住地が明らかでないとときは、その対象者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第二章 審判

第一節 通則

（事実の取調べ）

第二十四条 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

第十一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議體で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

し、当該地方裁判所に送付しなければならない。
3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。
4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

(社会復帰調整官)
第二十条 保護観察所に、社会復帰調整官を置く。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
五 未成年者

為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第十三条第一項に規定する遭遇事件をいう。以下同じ。」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「遭遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察員の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百十一条若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(意見を述べる義務)

第十三条 裁判官は、前条第二項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

第十四条 第十一条第一項の合議體による裁判では、裁判官及び精神保健審判員の意見の一一致して、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

第十五条 精神保健參與員は、次項に規定する名簿に記載された者たちうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、各地方裁判所ごとに、精神保健福利士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成す

ときその他第八十一条第一項に規定する医療を行つて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務) 第十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第三十八条（第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）に規定する生活環境の調査に關すること。
- 二 第百一条に規定する生活環境の調整に關すること。
- 三 第百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。
- 四 第百八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に關すること。
- 五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(資料提供の求め)
第二十三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第五節 保護者

第二十三条の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
一 行方の知れない者
二 当該対象者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人人、保佐人又は補助人

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員（精神保健審判員を除く。）にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認められるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをすることができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になつたときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

（意見の陳述及び資料の提出）

第二十五条 檢察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

（呼出し及び同行）

第二十六条 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定めた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対して、同行状を発することができる。

（同行状の効力）

第二十七条 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した

時から二十四時間以内にその身体の拘束を解かなければならぬ。ただし、当該時間内に、第

三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

（同行状の執行）

第二十八条 第二十六条第二項又は第三項の同行

状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれ

を執行させることができる。

2 檢察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、検察事務官が同行状を執行する。

3 檢察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 外で同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。

5 ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

（意見の陳述及び資料の提出）

第二十九条 裁判所は、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段、第四十二条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定により入院している者に対する同行状を執行する場合には、必要な限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船艤内に入ることができる。

（出頭命令）

第三十条 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付与することができる。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

（審判期日）

第三十一条 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

3 審判期日における審判は、公開しない。

4 審判期日における審判においては、精神障害者の精神障害の状態に応じ、必要な配慮をしなければならない。

5 裁判所は、検察官、指定医療機関（病院又は診療所に限る。）の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する社会復帰調整官に対し、審判期日に出席することを求めることができる。

6 保護者は（第二十三条の三の規定により保護者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。）の市町村長については、その指定する職員を含む。及び付添人は、審判期日に出席することができる。

7 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

8 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出頭しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。

9 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

（記録等の閲覧又は謄写）

第三十二条 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写を

することができない。

2 前項の規定にかかわらず、検察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

（検察官による申立て）

第三十三条 檢察官は、被疑者が対象行為を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二条第二項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

3 檢察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てを

しないことができる。ただし、他の対象行為をも行った者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかにないと認める場合を除き、鑑定その他の医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間院させる旨を命じなければならない。

この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることがないこと及び弁護士である付添人を選任することができると説明した上、当該対象者が第二条第二項に該当するとの理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えるなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができない。

4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を嘱託するものとする。
5 第二十八条第二項、第三項及び第六項並びに第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。
6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

(必要的付添人)
第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するための法律による医療を受けさせる必要がある。

この法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかにないと認める場合は、この限りでない。

前項の鑑定を行うに当たつては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行つた当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づき、この法律による入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

第二 心神喪失者及び心神耗弱者のいすれでもないと認める場合

裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を示すことができる。

第五 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他の医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は

第六 裁判所は、保護観察所による生活環境の調査を行つた場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

第七 前項の合議体は、裁判所法第一六条第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることができる。

第八 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に關し、処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間におりを有する。

第九 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼

出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に關し、付添人に異議がないときは、この限りでない。

(審判期日の開催)

第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第四十条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合、審判期日を開かなければならぬ。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

第一項の命令は、検察官は、審判期日に出席しなければならない。

(審判期日の開催)

第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容について、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

される理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聽かなければならない。ただし、第三十一条第八項の申立て書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)
第四十条 裁判所は、第二条第二項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもつて、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行つたと認められない場合

二 心神喪失者及び心神耗弱者のいすれでもないと認める場合

裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

裁判所は、第二条第二項第一号に規定する対象者について第三十三条第一項の申立てがあつた場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないときは、この法律による医療を行わない旨の決定

四 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならない。

(入院等)

第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院によらない医療を受けなければならぬ。

第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならぬ。

第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行ふときは、審判期日を開かなければならぬ。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

第三十九条第一項及び第三項の規定は、前項の審判期日について準用する。

七 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。

八 第一項の合議体による裁判所は、前条第一項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならない。

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合において、第四十二条第一項第二号又は第五十二条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。
 (準用)

第六節 抗告

(抗告)

第六十四条 檢察官は第四十条第一項又は第四十五条第一項の規定による不服申立てに関する手続

二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有しない。

ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 檢察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に対し、二週間に内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、處遇事件の係属する地方法院に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

(再抗告)

第七十四条 第五十条、第五十五条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(申立ての取下げ)

第七十五条 第五十三条第一項の申立てをした後ににおいて、当該対象行為について公訴提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならぬ。

この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十六条 抗告裁判所は、第五十条、第五十五条並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立てをしたとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならぬ。

(抗告審の裁判)

第七十七条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならぬ。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。

抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に関しては、職権で調査をすることができる。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に對して抗告があつた場合において、対象者に付添人がないとときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後についたものであることが明らかなどときは、この限りでない。

第六十条第一項前段の命令をした場合において、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

(抗告審の裁決)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

(抗告審の裁決)

第六十九条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

(抗告の取下げ)

第七十条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

第六十条第一項又は第六十二条第一項の決定に対する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第七十一条 前条第一項の抗告の手續がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

第六十条第一項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(抗告の取下げ)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

(抗告の取下げ)

第七十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

となく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要がないことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百一十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

合において、当該対象者に対して同行状が発せられるときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。
 (競合する処分の調整)

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(拘禁刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもつて、これららの決定のうちのいずれかを取り消すことができ

第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

参考人に支給する費用は、これを参考人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができます。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二百二十一条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。この場合において、非訟事件手続法第二百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十二条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならぬ。

前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

1 診察

2 薬剤又は治療材料の支給

3 医学的処置及びその他の治療

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

5 移送

第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を行うことにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行つについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

(精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第二節 精神保健指定医の必置等

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによること

を適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指

定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続させてこの法律による医療を行

う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかど

うかの判定、第二百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適當かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて

経過を見ることが適當かどうかの判定、第二百十一条第一項の規定によりこの法律による医

療を行う必要があるかどうかの判定、同条第二項の規定により入院をさせてこの法律による医

療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期

間を延長してこの法律による医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

(診療報酬の審査及び支払)

第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診

療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、か

つ、指定医療機関が前条の規定により請求する

ことができる診療報酬の額を決定することがで

きる。

指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の

規定による診療報酬の額の決定に従わなければ

ならない。

(精神保健指定医の職務)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定

による審査のため必要があるときは、指定医療

機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は

当該職員に、指定医療機関についてその管理者

の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類

(その作成又は保存に代えて電子的記録(電子

的方式、磁気的方式その他の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検

査することができる。

指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく

虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだと

きは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する

診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(精神保健指定医の必置等)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療

を行うため必要があると認めるときは、その必

要が認められたときは、その必

要な限度において、裁判所に對し、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができます。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うよう努めなければならない。この場合において、指定医療機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図らなければならぬ。

第四節 入院者に関する措置

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかるわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第九十三条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の待遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようと認めるときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の待遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の待遇が著しく適当でないと認めると認めるとときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該指定医療機関において医療を受ける者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにその保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行なうよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に對して当該入院している者の處遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適當であるかどうかに關し審査を求めるべき人。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適當であるかどうかに關し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第一項の規定による行動の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限については、これを行うことができない。

4 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聞いたときは、この限りでない。

5 社会保障審議会は、前項に定めるもののはか、第二項の審査をするに當たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の意見を聽く必要がないと特に認めめたときは、この限りでない。

6 同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保

健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に對し、その者の處遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるとときは、指定入院医療機関の管理者に對し、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告を求めるべき人。

2 その指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは處遇に関し、診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくは報告を求めるべき人。

3 その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これららの事項に關し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

4 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行なう精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になつたときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

6 前項の場合において、当該無断で退去し、該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署に對し、次の事項を通知してその所在の調査を求めるべき人。

1 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日

2 退去の年月日及び時刻

3 症状の概要

4 退去者を發見するため参考となるべき人

5 入院年月日

6 退去者が行った対象行為の内容

7 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

8 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を發見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。

9 この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するの

10 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同

11 条第一項に規定する医学的管理の下から無断で

は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の處遇が著しく適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に對し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、處遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその處遇の改善のために必要な措置を採ることを命ぜることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又は外泊している者が無断で退去した場合(第二百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管

理の下から無断で離れた場合を含む)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該無断で退去し、該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署に對し、次の事項を通知してその所在の調査を求めるべき人。

1 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日

2 退去の年月日及び時刻

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になつたときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、

4 退去者を發見するため参考となるべき人

5 入院年月日

6 退去者が行った対象行為の内容

7 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

8 警察官は、前項の所在の調査を求められた者を發見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。

9 この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するの

10 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同

11 条第一項に規定する医学的管理の下から無断で

離れた場合においては、当該無断で離れた時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、第五項の連戻状について適用する。この場合において、第二十八条第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。(外出等)

第一百条 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医疗以外の医疗を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができ。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医疗が開始された日の翌日から当該入院に係る医疗が終了した日の前日までの間に限りその者に対する同項に規定する医疗を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第一百一 条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定がなったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(国負担)

第五節 雜則

第一百二 条 国は、指定入院医療機関の設置者に対する政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(権限の委任)

第四章 地域社会における処遇

第四章 地域社会における待遇

都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局长に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第二百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があつたときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十七条又は第四十九条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対する援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第二百五条 第百条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第二百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

精神保健観察は、次に掲げる方法によつて実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接觸を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに

二 繼続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。
(守るべき事項)

第一百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第一百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間ににおいて必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関が相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

い。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第一百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に

対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（保護観察所の長に対する通知等）

第四節 報告等

指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなったとき。

二 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至つたとき。

三 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせ

（人材の確保等）

百三十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようとするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるよう努めなければならない。

第五章 雜則

（刑事事件に関する手続等との関係）

百四十四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年院に収容することを妨げない。

二 第四十三条第一項（第六十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定により手続を行い、又は刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容することを妨げない。

二 第四十三条第一項（第六十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定により手続を行い、又は刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容することを妨げない。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係）

百五十五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第一項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反する事実又は第一百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雜則

（保護観察所の長による緊急の保護）

百二十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受ける場合において、保護観察所の長に通報しなければならない。

受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないめ、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行ふことができる。

二 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者は

命ぜられた医師

精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

二 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神弱患者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕をする旨の裁判が確定した者についても、適用する。

（精神医療等の水準の向上）

二 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知識を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

三 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関する限り、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

四 政府は、この法律による医療の必要性の有無による出頭をせず、若しくは同項の規定による報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定によく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

五 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定によく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

六 第一百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第一百九十六条 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは同項の規定による報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定によく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

八 第一百九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは同項の規定による報告をし、同項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

九 第一百九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

十 第一百九十九条 第八十一条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

十一 第二条 この法律は、公布の日から起算して二年

十二 第二条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十三 第二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

十四 第二条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

二十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

三十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

四十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

五十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

六十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

七十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

八十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

九十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百零九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一〇 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百一九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百二十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百三十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百四十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十八 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百五十九 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十四 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十五 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十六 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十七 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

一百六十八 第二条 この法律は、公布の日から

等に関する法律第二条第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる行為とみなす。つ
